

1. 制度概要

- 平成28年度税制改正において、地方創生の取組をさらに加速させることを目的に、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設された。
- 現在の適用期限は、令和6年度まで（延長は令和7年度税制改正で議論される）
- 国が認定した地域再生計画に記載されている「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み。

【税額控除のイメージ】



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減

- ①法人住民税 … 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 … 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 … 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

(内閣府資料「企業版ふるさと納税活用事例集」から引用)

2. 本市の寄附対象事業

本市の地域再生計画（令和3年11月26日認定）に基づく事業に対する寄附が対象となる。

① 地域再生計画の名称

廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略

② 対象事業

「第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業

総合戦略に規定する事業が幅広に対象。**新たに寄附対象事業を追加する場合は、総合戦略を改訂し位置付ける必要がある。**

特に寄附募集している事業

HIROHAI佐伯総合スポーツ公園野球場改修工事

- 令和4年度から6年度にかけて、野球場の大規模改修を実施。女子野球選手等に配慮(※)し、更衣室、シャワー室、トイレ等を整備。
- 新たな魅力を付加することで、集客力のあるスポーツ公園へと再整備し、地域全体に賑わいを創出する拠点とする。

【総合戦略の該当箇所】

基本目標2-1-① 多様な地域の魅力を発信する

- 女子野球タウン構想の実現に向け、女子硬式野球部の活動支援をはじめ、スポーツを通じた賑わいづくりや、市内外の交流促進など地域活性化に向けた取組を推進する。
- スポーツを核としたまちづくりの推進を図るため、佐伯総合スポーツ公園など、ニーズに合ったスポーツ施設の改修を計画的に実施するとともに、市民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しめるように、地域のスポーツ施設等の利便性を向上し、スポーツ活動の場の充実を図る。

(※) 全日本女子野球連盟から、「女子野球タウン」認定（令和2年12月）